

釧路市委託業務等業者選定事務処理要領

（目的）

第1条 本市が発注する測量・設計・調査業務等（以下「委託業務」という。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該資格の審査並びに入札に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、法令等に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（入札参加資格）

第2条 釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「規則」という。）第2条第4項及び第15条第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格とは、次の各号によるものとする。

- (1) 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る基準日として都度市長が別に定める日（以下「審査基準日」という。）において、前1年以上申請業種の事業を営みかつ事業高がある者であること。
- (2) 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- (4) 審査基準日において、釧路市に住民登録がある職員で、市が定める人数がいる法人事業所は、釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について実施していること。
- (5) 規則第2条第1項、第2項及び第15条第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当しない者であること。

（業務種別）

第3条 釧路市が発注する委託業務の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計（土木設計・建築設計・設備設計・補償コンサルタント・その他設計）
- (2) 測量
- (3) 調査（地質調査・その他調査）

（入札参加資格の審査）

第4条 資格審査は、2年に1度（以下「基準年」という。）行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、都度資格審査を行うことができる。

（資格審査申請）

第5条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北海道市町村入札参加資格共同審査において、別に定める申請書等を市長に提出しなければならない。

（申請書等の提出時期）

第6条 前条に規定する申請書等の提出時期は、審査基準日の属する年度で市長が別に定める期間とする。

(申請書等の提出方法)

第7条 申請書等の提出方法は、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。
ただし、市長が特に認めたときは、持参、その他の方法によることができるものとする。

(資格審査)

第8条 市長は、申請者が審査基準日において直前1事業年度内に申請業種の実績があるかについて審査を行うものとする。

2 申請者は前項の規定に定めるほか、業種区分に応じて次の各号に掲げる登録を行い、かつ審査基準日において1年以上その業種を営んでいなければならない。

(1) 測 量 測量法(昭和24年法律第188号)第55条に規定する測量業者の登録をしている者であること。

(2) 調 査

調査種類	登録又は申請業種の実績
地 質 調 査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)により、国土交通省に登録している者であること。
そ の 他 調 査	登録不要。

(3) 設 計

設計種類	登録又は申請業種の実績
土 木 設 計	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録を受けている者であること。
建 築 設 計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する建築士事務所の登録をしている者であること。
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録を受けている者であること。
設 備 設 計 そ の 他 設 計	登録不要。

2 申請者は、前2項の規定に定めるほか次の資格を有している者がいなければならない。

業種区分	有 資 格 者
測 量	測量法による測量士及び測量士補の登録を受けている者。
地 質 調 査	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)、応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設―土質及び基礎または応用理学―地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者及び社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技術士資格検定試験に合格し、登録を受けている者。
土 木 設 計 設 備 設 計 そ の 他 設 計	技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。)

	る。)、衛生工学部門(選択科目を廃棄物管理とするものに限る。)、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)、総合技術監理部門(選択科目を機械―機械設計、機械―材料力学、機械―機械力学・制御、機械―動力エネルギー、機械―熱工学、機械―交通・物流機械及び建設機械、機械―ロボット又は情報・精密機器のいずれかとするもの、電気電子―発送配変電、電気電子―電気応用、電気電子―電子応用、電気電子―情報通信又は電気電子―電気設備のいずれかとするもの、建設―土質及び基礎、建設―鋼構造及びコンクリート、建設―都市及び地方計画、建設―河川、建設―砂防及び海岸・海洋、建設―港湾及び空港、建設―電力土木、建設―道路、建設―鉄道、建設―トンネル、建設―施工計画、建設―施工設備及び積算又は建設―建設環境のいずれかとするもの、上下水道―上水道及び工業用水道又は上下水道―下水道のいずれかとするもの、衛生工学―廃棄物管理とするもの、農業―農業土木とするもの、森林―森林土木とするもの、水産―水産土木とするもの又は応用理学―地質とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係、騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び同法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者。
建 築 設 計 設 備 設 計	建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者、建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示(昭和60年建設省告示第1526号)による建築設備資格者の登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者。
補償コンサルタント	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者。

(入札参加資格者等の認定)

第9条 申請者の入札参加資格の認定は、釧路市建設協議会規程第2条第2項の規定により設置する資格審査部会において審議の上、決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により審議され、第2条各号に掲げる入札参加資格全てを有していると認めた場合は、入札参加資格を有する者（以下「認定者」という。）として決定するものとする。

3 市長は、認定者に決定した旨を適宜の方法により通知するものとする。また、入札参加資格がないと決定した者に対しては、その理由を付して適宜の方法により通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第10条 認定者の入札参加資格の有効期間は、審査基準日の属する年度の翌年度4月1日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により市長が都度資格審査を行った場合における入札参加資格の有効期間は、2年を超えない範囲で市長が別に定める期間とする。

(変更等の届出)

第11条 認定者は、前条の有効期間内に次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届出なければならない。

- (1) 商号又は名称（受任者含む。）
 - (2) 所在地（受任者含む。）
 - (3) 電話番号、ファクシミリ番号及び、メールアドレス
 - (4) 代表者（受任者含む。）の職氏名
 - (5) 代金等振込先指定口座
 - (6) 実印又は使用印鑑
 - (7) 会社の合併、分割及び譲渡等
- (入札参加資格の取消し等)

第12条 市長は、認定者が規則第2条第1項又は第2項に該当することとなったとき又は不正の手段により入札参加資格の認定を受けたと認められるときは、第9条第1項に規定する資格審査部会の審議を経て当該認定を取り消すことができる。

(指名基準)

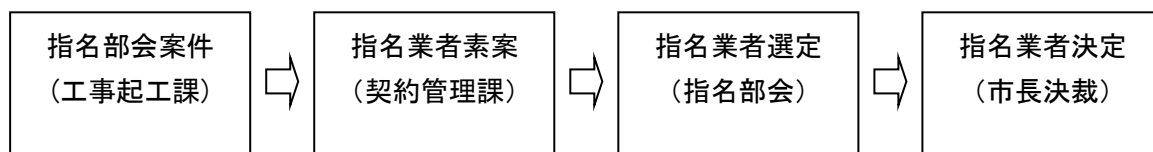
第13条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 手持業務の状況
- (4) 当該業務における技術的適正
- (5) 審査基準日以降における安全管理の状況
- (6) 審査基準日以降における労働福祉の状況

(指名する者の選定手続き)

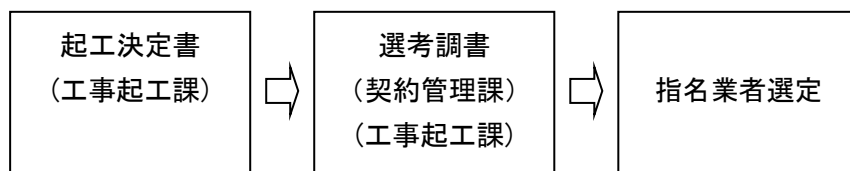
第14条 釧路市事務専決規程別表第2総務部契約管理課の表第2第2項に規定する指名業者の選定手続きは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 発注予定金額が500万円以上の場合



＊ 指名部会とは、釧路市建設協議会規程第2条第2項の規定により設置する部会をいう。

(2) 発注予定金額が500万円未満の場合



＊ 選考調書とは、契約管理課で指名業者素案を作成し、工事起工課と合議する書類をいう。

(共同請負)

第15条 設計を委託する場合において、市長が必要と認めたときは規則第32条に規定する共同請負を準用する。このときの業者選定等については、釧路市建設工事共同企業体の運用基準を準用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。